

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	保健福祉課	検索番号	6-3
法令名	生活保護法	根拠条項	41-2		
許認可等	保護施設の認可の申請に対する認可				
<p>(根拠規定)</p> <p>生活保護法第 41 条</p> <p>都道府県及び市町村の外、保護施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。</p> <p>2 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保護施設の名称及び種類 二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況 三 寄附行為、定款その他の基本約款 四 建物その他の設備の規模及び構造 五 取扱定員 六 事業開始の予定年月日 七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 八 経理の方針 <p>3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条に規定する基準の外、左の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。 二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。 三 保護の実務に当る幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。 <p>第 39 条 保護施設は、その施設の設備及び運営並びにその施設における被保護者の数及びこれとその施設における利用者の総数との割合が厚生労働大臣の定める最低の基準以上のものでなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>保護施設の認可申請に対する認可にあたっては、次の基準により行う。</p> <p>・救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 18 号)</p> <p>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 39 条の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準を次のとおり定める。</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(この省令の趣旨)</p> <p>第 1 条 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 39 条の規定による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準は、この省令の定めるところによる。</p>					

(基本方針)

第2条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行なうよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第3条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第4条 救護施設等の設備は、もつばら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第5条 救護施設等の長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第18条各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第18条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第6条 救護施設等の職員は、もつばら当該施設の職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(苦情処理)

第6条の2 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に関して社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第7条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかななければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第9条 救護施設は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

ない。

(設備の基準)

第 10 条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物でなければならない。

2 救護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 宿直室
- 十二 寮母室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場
- 十五 汚物処理室
- 十六 霊安室

3 前項第一号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室(以下「特別居室」という。)を設けるものとする。

4 第 2 項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ロ 入所者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3 平方メートル以上とすること。
 - ハ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - ホ 特別居室は、原則として 1 階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 二 静養室
 - イ 医務室又は寮母室に近接して設けること。
 - ロ イに定めるもののほか、前号イ及びハからホまでに定めるところによること。
- 三 洗面所
居室のある階ごとに設けること。
- 四 便所
居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- 五 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 寮母室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前四項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、ゆるやかにすること。

(職員の配置の基準)

第11条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、

第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一 施設長

二 医師

三 生活指導員

四 寮母

五 看護婦又は准看護婦

六 栄養士

七 調理員

2 生活指導員、寮母及び看護婦又は准看護婦の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第12条 1の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第13条 給食は、あらかじめ作成された献立に従つて行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

第14条 入所者については、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理)

第15条 入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(生活指導等)

第16条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければ

ならない。

4 1 週間に 2 回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜リクリエーション行事を行なわなければならない。

第 3 章 更生施設

(規模)

第 17 条 更生施設は、50 人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第 18 条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 集会室
- 四 食堂
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 作業室又は作業場
- 十 調理室
- 十一 事務室
- 十二 宿直室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場

2 前項第九号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第 10 条第 1 項、第 4 項第一号(ホを除く。)及び第二号から第六号まで並びに第 5 項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第 19 条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 作業指導員
- 五 看護婦又は准看護婦
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護婦又は准看護婦の総数は、入所人員が 150 人以下の施

設にあつては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあつては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

第20条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第16条(第2項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第21条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従つて、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たつては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第22条 第12条から第15条までの規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

(規模)

第23条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第24条 授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 作業室
- 二 作業設備
- 三 食堂
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 事務室

2 第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 作業室

イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

ロ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所

男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第25条 授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かななければならない。

- 一 施設長
- 二 作業指導員

(工賃の支払)

第 26 条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第 27 条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

第 5 章 宿所提供施設

(規模)

第 28 条 宿所提供施設は、50 人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第 29 条 宿所提供施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 便所
- 四 面接室
- 五 事務室

2 前項第二号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第 10 条第 4 項第一号(ホを除く。)並びに第 5 項第一号及び第二号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第 30 条 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

(居室の利用世帯)

第 31 条 1 の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2 以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第 32 条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。